

嘉手納基地へのF 22Aラプター戦闘機の一時的配備に対する意見書

去る5月30日と6月2日午後、米バージニア州ラングレー空軍基地所属の最新鋭ステルス戦闘機F 22Aラプター戦闘機8機が嘉手納基地に飛来した。同機の飛来は、今年2回目で先月中旬に約3か月間の訓練を行い帰還したばかりである。

本町議会は、更なる騒音増加や基地機能の強化につながることから、先月、同機の一時的配備の中止要請や抗議を行ったばかりである。今回、再度の配備計画は、常駐化に向けての準備であると言わざるを得ない。

同型機は、去る3月25日に米本国で訓練飛行中に墜落事故を起こした。その原因究明が公表されていない中での今回の一時的配備は、墜落の不安や更なる騒音被害の増加につながるものであり、基地周辺住民は強い憤りを覚える。

近年の嘉手納基地の状況は、即応訓練やパラシュート降下訓練、外来機の飛来増加による騒音被害が増加し、米軍再編協議における負担軽減とは程遠い状況にある。基地周辺住民は、日常的に航空機騒音被害に悩まされ、町民生活に甚大な悪影響を及ぼしており、いかなる理由にせよ到底容認できるものではない。

よって、本町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1 F 22Aラプター戦闘機及び外来機の一時的配備を中止すること。
- 2 外来機の飛来状況を速やかに公表すること。
- 3 米軍再編協議における負担軽減を速やかに実施すること。
- 4 騒音防止協定を遵守すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月5日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当）
沖縄防衛局長